

# 青森県高齢者のフレイル予防普及啓発動画等制作業務企画コンペ実施要領

## 1 目的

高齢者のフレイル予防に係る啓発用動画等制作に係る委託業者を、企画コンペにより選定することとし、下記のとおり必要事項を定める。

## 2 実施方法

公募により事業案を募集し、下記6(2)の審査基準に基づいて、最も優れた提案を行ったと認められる者を、本業務の受託候補者として選考する。

## 3 応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 青森県内に本社又は支社等を有すること。
- (2) 青森県が作成する「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿」(R5.12.1~R8.9.30)に登載された事業者で、営業種目にW01(広告・宣伝)、W02(映画・ビデオ制作)の両方が含まれ、かつ同種目に係る等級格付がAであるもの。
- (3) 青森県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。

## 4 企画コンペについて

- (1) 日時 令和6年2月9日(金)(予定時間)午前9時~午前11時
- (2) 場所 青森県庁北棟2階C会議室
- (3) 内容
  - ① 1社15分以内で、啓発用動画等のイメージをプレゼンテーションする。
  - ② プレゼンテーションの順序は、抽選により予め決定し、事業者へ予定時刻を連絡する。
  - ③ プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を設ける。

## 5 企画コンペの参加表明について

企画コンペへの参加を希望する者は、(1)に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ① 参加申込書(別紙様式1)
  - ② 企画提案書
    - ・ 表紙を付け、提案者名(事業者名)を記載すること。
    - ・ A4版横長印刷(カラー印刷可)とし、様式は任意とする。

- ・企画書は、1者につき1案とする。
- ・企画書内に制作した動画等の活用場所案を明記すること。
- ・企画書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとする。ただし、前述の動画等の活用場所案で活用する際に要する金額は含まないものとする。

③事業実施体制及び作業工程

④経費見積書

(2) 提出方法等

①提出期限

- ア) 質問票及び参加申込書 令和6年1月19日(金) 午後5時必着  
 イ) 企画提案書等 令和6年1月26日(金) 午後5時必着

②提出部数

- ア) 参加申込書 1部  
 イ) 企画提案書等 6部(正本1部、写し5部) ※電子メールで提出する場合は、データ一式で可。

③提出方法

- ア) 参加申込書 電子メール、ファクシミリ、郵送  
 イ) 企画提案書等 電子メール(※)、持参又は郵送(宅配便可)  
 ※10MBを超える場合は、大容量ファイル送信サービス等を活用すること。

④提出先

下記「10 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。

## 6 審査について

(1) 審査方法

提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、県職員で構成する審査員が(2)に定める審査基準に基づき審査する。

(2) 審査について

- ① 審査員は、審査の観点ア~カに沿って、1点~5点の得点をつける。基準は3点とする。  
 <得点> 良い:5点、やや良い:4点、普通:3点(基準点)、やや劣る:2点、劣る:1点

審査の観点	5点	4点	3点	2点	1点
ア 本事業の趣旨を理解し、それに沿った企画・構成内容となっているか。					
イ 高齢者に伝わりやすい内容となっているか。					
ウ 動画等の活用場所は高齢者が目に触れやすい場所を想定しているか。					
エ 誤解や不快感を与えないか。					
オ 印象に残る内容か。					
カ 予算配分はよいか。					

② 原則として、合計得点が最高位の者を採用する。ただし、合計得点が同点の場合は、審査員協議の上、最優秀提案者を決定する。

(3) 審査結果

① 企画コンペの結果については、採否にかかわらず、全ての参加者に後日書面で通知する。

② 企画案作成に係る経費は、採用・不採用に関わらず支給しない。

## 7 契約手続きについて

最優秀提案者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様等の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用された企画提案の一部変更を指示することがある。

## 8 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本業務の内容・仕様等に関する質問は、別紙様式2「質問票」に記入の上、電子メール又はファクシミリにて、下記「10 書類の提出及び問い合わせ先」に提出すること。

(2) 受付期限

令和6年1月19日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

質問への回答は、その都度、質問者に回答するほか、当課ホームページに掲載する。

URL <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/fureile01.html>

## 9 スケジュール

- |                    |              |              |
|--------------------|--------------|--------------|
| (1) 質問票及び参加申込書提出期限 | 令和6年1月19日（金） | 午後5時必着       |
| (2) 企画提案書等提出期限     | 令和6年1月26日（金） | 午後5時必着       |
| (3) 企画コンペ実施        | 令和6年2月9日（金）  | （予定時間）9時～11時 |
| (4) 審査結果通知         | 令和6年2月中旬     | （予定）         |
| (5) 契約締結           | 令和6年2月中旬     | （予定）         |
| (6) 動画制作・納品        | 契約締結後～3月15日  | （金）          |

## 10 書類の提出及び問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

青森県健康福祉部高齢福祉保険課 高齢者支援グループ 佐藤行き

電話 017-734-9296（直通） FAX 017-734-8090

E-mail : koreihoken@pref.aomori.lg.jp

別紙様式 1

青森県健康福祉部高齢福祉保険課 高齢者支援グループ 佐藤行き  
FAX 017-734-8090  
E-mail : koreihoken@pref.aomori.lg.jp

## 青森県高齢者のフレイル予防普及啓発動画等制作業務

### 企画コンペ参加申込書

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

青森県高齢者のフレイル予防普及啓発動画等制作業務に関する委託業務の内容を了承し、企画コンペへの参加を希望します。

なお、企画コンペ実施要領に定める応募資格を満たしていることを誓約いたします。

担当者氏名		
連絡先	電 話	
	F A X	
	E-m a i l	

別紙様式 2

青森県健康福祉部高齢福祉保険課 高齢者支援グループ 佐藤行き  
FAX 017-734-8090  
E-mail : koreihoken@pref.aomori.lg.jp

青森県高齢者のフレイル予防普及啓発動画等制作業務 質問票

提出年月日		
会社名		
質問者		
連絡先	電 話	
	E-mail	

質問内容	

- ・ 質問への回答は、その都度、質問者に回答します。
- ・ 質問は及び回答は全てを取りまとめ上で、当課ホームページに掲載します（質問した事業所名は掲載しません）。

URL : <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/fureile01.html>